

小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議資料

2025 年 9 月 5 日

NPO 法人 小笠原野生生物研究会

新たな外来種の侵入防止ルール（素案）について

はじめに

■本資料について

新たな外来種の侵入・拡散防止に関するワーキンググループの五箇委員のご意見を参考に、エイリアンというマスコットキャラクターによる啓蒙冊子の作成・配布を提案いたします。

<五箇委員のご意見>

- ・オーストラリアではヒアリ対策のキャンペーンとして、様々なグッズやキャラクターをつくって配付するなど、普及啓発に年間 200 億円もの経費をかけて展開している。
- ・北風と太陽の寓話のように、人は楽しい事であれば進んで行うものであることから、やわらかい方法での地盤づくりから始めるべきであり、明るく楽しい外来種防除を目指してはどうか。

■ご協力のお願い

外来種の持ち込み阻止にあたっては、小笠原に関わる全ての個人・団体による協力が欠かせません。本資料では、その旨を「エイリアン進入防止マトリックス」にて示しています。（完全ではありません）

各関係者の必須遵守事項については、環境省、東京都、林野庁、小笠原村の世界遺産管理機関の検討、確認が欠かせません。特に建設・土木事業においては、民間事業者にどこまでお願いするのか、砕石・土砂等の扱い等については、遵守事項を明確化する必要があります。

また、おがさわら丸以外の観光船、外国船、船舶・飛行機・ヘリ等への対策依頼事項についても関係機関の検討が必須です。本冊子を早期に完成させたく、ご協力を宜しくお願いいたします。

エイリアンストップ大作戦（素案）

小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議



これ以上エイリアンの侵入を許すな！

※エイリアンって何？：小笠原の固有動植物を絶滅に追い込む外来種です。
今すでに、エイリアンにより滅ぼされそうな小笠原の仲間たち

オガサワラカワラヒワ、アカポツポ、固有マイマイ、オガサワラシジミ等の
固有動物、ムニンツツジ、ムニンノボタン、オガサワラグワ等の固有植物、
土壌生物等数え切れません。

隔絶された島で暮らしてきた小笠原の動植物たちは防御機能が元々無く、
エイリアンには無力です。

1. エイリアン進入防止マトリックス

エイリアン進入を防ぐには小笠原に関わる全ての関係者による協力が欠かせません！

エイリアンが小笠原の貴重な固有動植物にとって壊滅的な影響を与えることを認識し、1人1人が当事者意識を持って取り組むことが、エイリアンの侵入を防ぐ上で不可欠です。以下のマトリックスに基づき、何をしてはいけないか（あるいは何はしても問題ないか）、何をすべきかを認識し、エイリアンの侵入（持ち込み）を完全阻止しましょう。

	意図的持ち込み		非意図的持ち込み
	1. 動物	2. 植物	3. 土や資材に紛れて
個人・団体（住民、旅行者、一時滞在者全て）	(1)高リスク動物は持ち込まないで	(1)侵略性の高い園芸種は持ち込まないで	(1)土の付着した園芸種は持ち込まない、取り寄せないで
	(2)事前申告のお願い	(2)持ち込んでもいい園芸種	(2)チェックリストによる点検 車両・バイク・自転車は土を落とす (3)竹芝島乗船時
農業者	(3)産業動物事前申告		- 土付き苗は持ち込まないで、取り寄せないで⇒やむを得ない場合は、温浴措置を - 中古トラクター等農業中古機材は泥を落とす
漁業者	(3)産業動物事前申告		
建設・土木事業者			(4)事業者のチェック体制構築のお願い (5)チェックリストによる持ち込み資材機材の点検
官公庁	(3)学校の飼育動物	学校の園芸種 街路樹、側道植え込み、公園	発注事業者への指導
船舶・飛行機・ヘリ	持ち込み動物の事前把握システムと報告		(6)積載物、躯体への土やアリの付着を洗浄する
観光業者			(7)属島への拡散防止 参照 11. ガイドライン部会のマニュアル
研究者			(8)参照 12 小笠原諸島において陸域調査を行う場合の研究者のガイドライン

2. エイリアン進入防止のためのお願い

<個人・団体(住民、旅行者、一時滞在者全て)共通事項>



1. 動物

- ① 高リスク動物は持ち込まないで
- ② どうしても持ち込む時は**事前申告**を



2. 植物

- ① 侵略性の高い園芸種は持ち込まないで



3. 土や資材にまぎれて

- ① 土の付着した園芸種は持ち込まない・取り寄せないで
- ② **チェックリスト**で点検してね

概要は環境省ホームページ⇒小笠原を訪れる人に⇒外来種対策のお願い

<https://ogasawara-info.jp/visit/about-alien/>



エイリアンを持ち込まないで！



1. 動物

① 高リスク動物は持ち込まないで

通販での昆虫(卵、幼虫を含む)、カメ、魚等の取り寄せも含む

哺乳類、爬虫類、鳥類、魚類、両生類はすべて高リスクです！！

② どうしても持ち込む時は**事前申告**を（ペット条例に基づく、試行段階です）

小笠原に動物を持ち込む場合は、事前に村に申告してください(郵送・ネットで取り寄せようとする場合も同じ)。持込み申告は、入力フォームから申告いただくか、申告書を村役場環境課に電子メール・FAX・郵送・持参などにより提出してください。

参照 1. ペット条例

https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/kankyo/pet_ordinance/



参照 2. 持込み申告入力フォーム

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSf9NSHLNaA34YJu69REVUjLUc2z4hY7z1cNhyDF0YNEKKRCeg/viewform>



参照 3. 持込み申告書

<https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/wp-content/uploads/sites/2/2024/09/3116b7d39a2ac71798f974eb10bff45c.pdf>



おがさわら丸竹芝出港日に、竹芝客船ターミナルチェックインカウンター横に申告受付窓口を設置します。事前申告が済んでいない場合、おがさわら丸に乗船する前に受付窓口で申告してください。

申告された方には「動物持込み申告証明書」を交付します。事前に申告された方も乗船当日に受付窓口で申告証明書をお受け取りください。

＊ ペットだけでなく家畜等の産業目的や教育、福祉等を目的とする動物も含む

＊ すでに登録しているペットについても要申告

2. 植 物

(1) 侵略性の高い次の樹種・園芸種は持込まないで！

例えば、ニチニチソウ、アサガオは高リスク種です。身近な植物の中にも侵略性が高いものがあるので、下記ブラックリストを確認してください。

参照 4. 相対的に導入リスクが高いと評価された種の一覧(ブラックリスト)

https://1drv.ms/b/c/f02e511c61fe3f0c/EVnRjnG-gN5CgV6qlzXmI9cBb-7bVC1eJlxWAd_Pn3tM1Q?e=EUFtbr



(2) 持ち込んでもいい侵略性の低い樹種・園芸種

例えば、グラジオラス、アマリリス、チューリップ等は低リスク種です。しかし、土付き苗は危険なので必ず種か球根で取り寄せてください。

参照 5. 相対的に導入リスクが低いと評価された種の一覧(ホワイトリスト)

<https://1drv.ms/b/c/f02e511c61fe3f0c/EQR06HVE6CpHo3GlhMkHpSQBQ-N6voaPMsVfUvuG9ctAnKw?e=Vx9Ssx>



参照 6. 東京都の推奨樹種リスト(東京都)

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/toshiseibi/pdf_topics_h26_pdf_topi067_topi067_11



3. 土や資材に紛れて

(1) 土付きの園芸種や苗の取寄せ、引っ越し等での持ち込みは、とても危険



① 琉球列島から運搬される土付き苗はブラナリアが付着し特に危険

⇒どうしても取り寄せる場合は**必ず温浴処理(母島は「ははの湯」)**を！

参照 7. ははの湯

https://ogasawara-info.jp/pdf/panphlet/panphlet_hahanoyu_r2_1.pdf



② 土付きコンテナ、車両、パレット等⇒おが丸搭載前に水洗し、土を落として下さい。木製品は昆虫の卵やさなぎの付着が無いかを点検、取り除いて下さい。

③ 引越用品（特に**内地の植木鉢や、飼養昆虫等は送らないで下さい**）や宅急便、手荷物に種や卵の混入は無い点検して下さい。

【参考1】いかに危険か！

世界自然遺産登録地に適した侵入病害虫等管理技術の検討から

～小笠原（父島、母島）島外からの購入苗から検出された生物類～大林隆司（小笠原農セ）

【要約】沖縄県の2業者からマンゴー苗を購入し付随生物を調査した結果、

9割以上の苗から生きた生物が検出され、そのうちの約9割が土壌部から検出された。それらの中には小笠原諸島未記録のマンゴーの害虫や近年小笠原に侵入した害虫が含まれていた。

2016年亜熱帯農業センターの調査の結果、土付き苗からは農業被害をもたらす多くの外来種が検出された。



(2) チェックリストによる点検

知らず知らずのうちにエイリアンを持ち込んでしまわないように、以下のチェックリストで点検しましょう。車両・バイク・自転車の土は落としてね！



荷物などに外来種が紛れ込んでいないか、チェックリストで確認しましょう。



◆ 次のものに、虫や植物の種、土が付いていませんか？ 付いていたら取り除きましょう。		
	靴	靴底の土や靴の中の種に注意
	バッグ	ポケットの中に小さな虫や種が付いているかも
	衣服	植物の種が付いているかも
◆ 次のような荷物はありますか？ 持ち込む際には、十分に注意しましょう。		
	ペット	ペットも小笠原では外来種です
	切花、果物、野菜、種、球根	小さな虫が付いているかも
	ポット苗、鉢植え	土には色々な外来種が紛れ込んでいます
	カメラの三脚	脚についた土を落としましょう
	自転車	タイヤについた土を落としましょう
	カヤック	中に生き物が紛れ込んでいるかも
	木材又は木製品	アリなどの小さな虫が付いているかも

参照 8. 小笠原に外来種を侵入させないために（科学委員会事務局）

<https://www.visitogasawara.com/images/alien.pdf>



(3) 竹芝乗船時、二見港下船時、母島入島時の足元消毒措置

上記チェックリストでの点検をしても、エイリアンはこっそりひそんでいる可能性があります。**足元消毒でしっかり取り除きましょう。土はすべて洗い流してください。**



<関係者別注意事項>

農業者：

- ・ [動物] 産業動物についても事前申告の徹底を
- ・ [土や資材まぎれ] 土付き苗の取り寄せがやむを得ない場合は、温浴措置の徹底を
- ・ [土や資材まぎれ] 中古トラクター等の農業中古機材の泥落としもお忘れなく

漁業者：

- ・ [動物] 産業動物についても事前申告の徹底を

建設・土木事業者：

エイリアンは**建設・土木工事資材に紛れてやって来る**

- ・ [土や資材にまぎれ] 体制構築のお願い（マトリクス上の(4)）
 - ① 現場代理人の講習会実施（試行版テキスト）
 - ② 資機材調達準備⇒内地調達先への土やアリ等の付着のチェックと洗浄依頼
 - ③ 持ち込み資機材チェックリストによる点検、洗浄（搬入前と搬入後）
- ・ [土や資材にまぎれ] チェックリスト（母島例）による持ち込み資材機材の点検（マトリクス上の(5)）

参照 9. 持ち込み資材機材チェックリスト（母島例）

<https://1drv.ms/x/c/f02e511c61fe3f0c/Eebq2WsV0YFMvIMWTidM90gBCz1WS6lz248smPW45GXG7Q?e=HOepav>



（参考）

※小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針（東京都）平成16年8月1日～施行

2. 5 工事資材等の確認

監督員及び請負者は、島外からの材料搬入又は工事資材の移動に際して、移入種の侵入及び移動拡散を防ぐために、**使用材料、資材の点検を徹底する。**

移入種の侵入を防ぐために、**使用材料の産地及び保管状況等を調査し、また、その搬入時に、移入種対策が取られているか点検する。**

参照 10. 小笠原諸島の公共事業における環境配慮マニュアル（公開版）

<http://uploads/2025/01/9e4187019f3567379159165d8ae12921-1.pdf>



官公庁：

- ・ [動物] 学校の飼育動物についても事前申告の徹底を
- ・ [植物] 学校の園芸種、街路樹、側道植え込み、公園についても
- ・ [土や資材まぎれ] 発注業者への指導

船舶・飛行機・ヘリ：

- ・ [動物] 持ち込み動物の事前把握システムと報告
- ・ [土や資材まぎれ] 乗り物（おが丸、ヘリ、飛行艇、観光船、外国船、コンテナ）にくっついて ⇒積載物、躯体への土やヒアリの付着を洗浄する（マトリクス上の(6)）。出発前の洗浄、消毒、燻蒸を！

観光業者：

- ・ [土や資材にまぎれ] 属島への拡散防止

参照 11. 属島への外来種拡散防止対策のルール案

（ルール・ガイド制度部会資料）（マトリクス上の(7)）

<https://1drv.ms/b/c/f02e511c61fe3f0c/Edg52DxcKYNDmFSr7sx80TQBloyOMLwIoXUXsppy4-NT8Q?e=ygyS2y>



研究者：

- ・ [土や資材にまぎれ]

参照 12. 小笠原諸島において陸域調査を行う場合の研究者のガイドライン
（マトリクス上の(8)）

<https://ogasawara.fpark.tmu.ac.jp/pdf/2012/20121022guidelinever1.pdf>



3. もしエイリアンを見つけたら

野生生物は感染症を持っている可能性があります。また、小笠原は広い範囲が国立公園に指定されており、動植物の捕獲・採取等が禁止されているエリアもあります。

見慣れない生物を見つけたら、むやみに触らず、環境省へご連絡ください。また、衣服や購入品等に見慣れない生物が紛れていた場合には、密閉できる袋に入れて焼却処分するなどして、野外へ拡散させないようにしてください。

【連絡先】

父島：環境省小笠原自然保護官事務所（小笠原世界遺産センター内）
04998-2-7174

母島：環境省母島自然保護官事務所 04998-3-2577

◆特に気を付ける**外来アリ（ヒアリ、アカカミアリ等）**発見時の対応

外来アリ類発見時に発見者が実施する対応は**捕獲、写真撮影（同定）、殺虫、発見地点の記録、通報**の一連の流れとなる。なお、モニタリング調査で確認された場合は、すみやかに通報する。

① 捕獲

セロハンテープを用いて2、3 個体のアリを捕獲し、そのまま白い紙に貼り付ける。

② 発見地点の記録

発見地点の周辺環境を写真で記録する。GPS やGPS 付きのカメラや携帯電話（写真に位置情報を記録できるものなど）を持参している場合はポイントを記録する。

③ 通報

環境省小笠原自然保護官事務所に、外来アリ類の発見時の情報を通報し、その場での対処について指示を受ける。

④ 民有地での対応

外来アリ類が民有地内で確認された場合は、緊急対応の実施区域内の住民および地権者に対する説明を行い、作業内容を周知すると共に対策への協力を求める。

**エイリアンの侵入を防げるかどうかは、
あなたの行動にかかっています！**



ご協力宜しくお願いします